

令和4年第2回北海道議会定例会 一般質問 開催状況
(経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和4年6月22日
質問者 日本共産党 菊地 葉子 議員
答弁者 知事、経済部長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 知事の政治姿勢について (二) 核ごみ処分場問題について 1 高レベル放射性廃棄物最終処分場候補地の調査について (菊地議員) 原子力規制委員会は、8日、高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場の候補地について、「断層」「火山現象」「浸食」「鉱物資源の採掘」の4項目を考慮した調査を求めると決定しました。 これまで NUMO は発生可能性が極めて低い自然現象もリスク評価し、人間の生活環境に有意な影響がないことを判断するとしてきましたが、規制委員会の指摘を受け、調査との整合性をどう説明しているのか伺います。</p> <p>2 交付金による最終処分場選定への影響について (菊地議員) 道は、核のごみ処分場の選定手法について、「巨額の交付金を前面に出して公募する国の進め方は様々な考え方ももつ地域住民の合意形成を図ろうとする印象がある」と答えていました。 実際に巨額の交付金が配分され、また、道をはじめ受け取らない自治体もある中、巨額の交付金の調査継続への影響をどうお考えか伺います。</p> <p>3 最終処分となる高レベル放射性廃棄物の種類及び搬入量等について (菊地議員) 2020年の決算特別委員会で、我が会派の質問に、最終処分の対象となる核のごみがどのようなもので、どれだけあるかは不明と答えていました。 全国からの搬入経路、搬入方法も含め、対話の場などでどう説明されてきたのか伺います。</p>	<p>(経済部長) 文献調査の評価についてであります。原子力規制委員会では、国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を受けまして、このたび、概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項の案を示したところでございます。 調査を実施している NUMO では、これまで収集した文献・データを用いて、最終処分法で定められた要件に従って評価を行うところでございまして、今後、その評価にあたりましては、規制委員会が示す事項も踏まえ、ていねいに進めていくものと承知しております。</p> <p>(経済部長) 文献調査等に係る交付金についてであります。最終処分は、長期にわたる事業でございましてことから、国として、安定的かつ着実に進めていくためには、地域住民の共生関係を築き、あわせて地域の自立的な発展等につながるということが重要との考えにより、文献調査の段階から、交付金を交付する仕組みと承知しております。 文献調査等の実施につきましては、それぞれの町村におきまして、十分に検討を行い、判断されるものと考えておりますが、道といたしましては、両町村に対し、条例の遵守や慎重な対応をお願いしてきたところでございまして、現在もこの基本的な考えは変わりございません。</p> <p>(経済部長) 「対話の場」での説明内容についてであります。実施主体である NUMO では、これまでの「対話の場」におきまして、最終処分の対象となる特定放射性廃棄物の概要や、施設で処分することとなるガラス固化体は4万本以上で、他に、地層処分に相当する低レベル放射性廃棄物も処分するといった説明を行っておりますが、廃棄物の輸送方法などにつきましては、文献調査の段階で具体的なものがございませんので、今後、「対話の場」に参加する方の求めがあった場合には、想定される手法について説明していく予定と承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 調査結果を踏まえた科学的根拠について (菊地議員) 知事は、概要調査に移行する段階で反対を表明するために、調査結果を踏まえた科学的根拠を、どう説明されるのか伺います。</p> <p>【再質問】 一 知事の政治姿勢について (二) 核ごみ処分場問題について 1 処分量の説明責任について (菊地議員) NUMOは対話の場でガラス固化体4万本以上、TRU廃棄物も廃棄されると説明したと伺いますが、天井知らずの量となることが否定できず、あまりにも無責任ではありませんか。 廃棄量は処分場規模と安全対策等、処分場問題の前提と考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>2 輸送方法等の重要性に関する認識について (菊地議員) 輸送方法や輸送ルート、対策はどうとられるのか、PCBの処分においても重大な関心事でありましたが、桁違いに有害な高レベル放射性廃棄物の輸送ルート等は、対話の場で参加者が求めなければ、NUMOは説明しない、参加者の意向に委ねるだけのNUMOの姿勢を是認する経済部長の答弁は、無責任極まりありません。 知事は、NUMOが率先して説明しなければならぬ、核のゴミ処分に関わる重要な問題だと認識しているのでしょうか、伺います。</p> <p>3 核のゴミ処分場の全容について (菊地議員) 道は交付金を受け取らず、文献調査に取り組む寿都町、神恵内村に対し、条例の遵守と慎重な対応をお願いしたと答えましたが、NUMOに説明責任を果たさせようとせず、安穏と見過ごしているように映ります。 核のゴミ処分場が一体どのような施設なのか、隠すことなく全容の説明を求めるべきではありませんか、伺います。</p> <p>【再々質問】 一 知事の政治姿勢について (二) 核ごみ処分場問題について (菊地議員) 知事は国とNUMOが情報提供を行うことが不可欠だと答えましたが、私は、廃棄物の量や見込み、施設の種類や規模、能力や輸送方法等について、NUMOの説明が不十分だと申し上げています。 私が指摘した不十分な点、及び輸送方法等については、知事が求める情報提供の中にも含めるのか伺います。</p>	<p>(知事) 文献調査についてであります、文献調査の結果は、NUMOにおいて、報告書を取りまとめることとなっており、国の放射性廃棄物ワーキンググループでは、技術的・専門的観点から、当該結果を専門家の方々で評価していくことが重要との意見があったと承知しております。 最終処分のあり方については、幅広い関係者の方々の中で、客観的な根拠に基づく冷静な議論が行われることが必要と考えており、道としては、国やNUMOに対し、文献調査の進捗や結果はもとより、こうした専門家の方々との評価などについて、ていねいに説明するよう求めてまいります。</p> <p>(知事) 特定放射性廃棄物の量などについてであります、国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」において、NUMOは、特定放射性廃棄物を円滑に最終処分できるよう、十分な規模及び年間処分能力を有する施設を設置することとなっており、国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」に従って、最終処分を行う廃棄物の量やその見込み、施設の種類や規模、能力について定めているものと承知しております。</p> <p>(知事) 輸送方法などについてであります、両町村の「対話の場」では、その運営方法や進め方について、参加されている住民の方々の議論により決定していると承知しております。 輸送方法などは、文献調査の段階で具体的なものはないわけではありますが、「対話の場」に参加されている住民の方々の求めに応じ、NUMOが最終処分事業に関して説明していくものと考えております。</p> <p>(知事) 最終処分についてであります、道としては、特定放射性廃棄物の処分は非常に重要な課題であると考えており、最終処分のあり方については、国やNUMOにおいて、十分な情報提供を行い、国民の皆様の理解を得ていくことが不可欠であるとの認識の下、引き続き、ていねいな説明を行うよう、求めてまいります。</p> <p>(知事) 特定放射性廃棄物の最終処分についてであります、最終処分のあり方については、国やNUMOにおいて、十分な情報提供を行い、国民の皆様のご理解が得られるよう、引き続き、ていねいな説明を行うべきと考えています。</p>